

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例(平成17年条例第120号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る 仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第24条の36</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>附 則 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主等が法附則第35条の3 <u>第11項</u>の規定の適用を受ける場合における附則<u>第15項</u>の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3 <u>第11項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>	<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る 仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第24条の37</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>附 則 (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主等が法附則第35条の3 <u>第13項</u>の規定の適用を受ける場合における附則<u>第12項</u>の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3 <u>第13項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。